

-独立行政法人国立病院機構-

職員の不正行為

2件 不当金額(収入支出以外) 353万円

・独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター

看護部の非常勤職員であった森某が、同部で使用する消耗品の受取作業に従事中、平成30年1月から10月までの間に、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター内の倉庫に保管中の消耗品のうちプリンター用トナーカートリッジ等計307点(購入価格相当額173万円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額については、令和2年9月末現在で38万円が同人から返納されるなどしている。

・独立行政法人国立病院機構本部

会計係員が、現金等の出納、物品の購入に関する事務等に従事中、平成30年6月から令和2年3月までの間に、金庫に格納していた銀行印を無断で使用して独立行政法人国立病院機構本部(以下「機構本部」)の銀行口座から現金を引き出したり、卒業証明書等の受取手数料等を機構本部の銀行口座に入金しなかつたりなどして現金等計162万円、また、購入伺いの決裁を経ずに自ら調達し納入後に持ち出すなどしてビジネスプロジェクト等計8点(購入価格相当額計17万円)、合計180万円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額については、同年6月に全額が同人から返納されている。